

四街道市自転車計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 市は、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）の基本理念及び「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、本市の実情に応じた具体的な目標、施策等に関し、専門的かつ幅広い分野からの多様な意見を聴取し、四街道市自転車活用推進計画及び四街道市自転車ネットワーク計画（以下「自転車計画」という。）を策定するため、四街道市自転車計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自転車計画の策定に関すること。
- (2) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 交通事業者の代表者等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、委嘱の日から自転車計画の策定の日までとする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庁内検討会)

第6条 協議会は、第2条各号に定める事項について、幅広い意見及び適正な情報を取り入れるため、庁内検討会を設置する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市部市街地整備課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、自転車計画の策定の日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。